

# スポーツ施設利用案内

## ○総合公園スポーツ施設

### ア 使用できる設備と種目

体育館	・アリーナ 【1,665㎡(45m×37m)】	・バレーボール 3面 ・バドミントン 10面	・バスケットボール 2面 ・卓球 20台
	・サブアリーナ 【380㎡(22.4m×17m)】	・バドミントン 2面 ・移動観覧席 336席	・卓球 8台
	・トレーニング室	・コンビネーションマシン、ランニングマシン、エアロバイク他	
	・更衣室	・男女ロッカー 各100個	・男女シャワー 各2室
	・その他	・研修室【114㎡】 ・会議室【30㎡】	・和室【100㎡】
グラウンド（ナイター設備有）		・軟式野球 1面 ・サッカー 1面	・ソフトボール 2面
テニスコート（一部ナイター設備有）		・砂入り人工芝(オムニコート) 5面 (内3面ナイター設備)	

### イ 使用できる時間

施設名	利用時間	利用できない日(休館日)
体育館	午前9時～午後10時	・月曜日(祝日の場合はその翌日) ・12月28日～翌年1月4日
グラウンド	早朝使用 午前7時～午前9時	
	通常使用 午前9時～午後5時	
	ナイター使用 午後5時～午後10時	
テニスコート	早朝使用 午前7時～午前9時	
	通常使用 午前9時～午後5時	
	ナイター使用 午後5時～午後10時	

※ 使用時間は、1時間単位です。

### ウ 使用の申込み

#### (ア) 一般予約

##### a 予約受付

- ・期間 使用する日の月から2か月前の月の初日～使用する日の当日
- ・方法 先着順に予約を受付(電話予約可)  
※ただし、午後9時以降から開始とする予約は受け付けない。

##### b 受付時間

受付をする日時		受付をしない日
火曜日～日曜日	午前9時～午後9時45分	・月曜日(祝日の場合はその翌日) ・12月28日～翌年1月4日

##### c 使用申請

- 原則として、使用する当日に体育館受付にて使用許可申請書を記入し、使用料を支払う。
- 当日の使用受付は、午後8時30分までとする。
- 早朝使用の場合は、前日に申請して使用料を支払い、鍵を受け取る。

#### (イ) 優先予約

大会や合宿等で施設の全部、又は一部の使用を希望する場合は、優先予約ができます。

##### a 予約受付

- ・期間 使用する日の月から6か月前の月の初日～使用する日の月から3か月前の月の末日
- ・方法 先着順に予約を受付(窓口での受付のみとし、電話での予約は不可)  
※ただし、午後9時以降から開始とする予約は受け付けない。

##### b 受付時間

受付をする日時		受付をしない日
火曜日～日曜日	午前9時～午後9時45分	・月曜日(祝日の場合はその翌日) ・12月28日～翌年1月4日

##### c 使用申請

- 美浜町スポーツ施設優先予約申請書を記入し、事業計画書等(大会、合宿等の内容がわかるもの)を添付し、提出する。
- 内容を審査し、適当であると認められた場合は使用する日の5日前までに使用許可申請書を

記入し、使用料を支払う。 ※ただし、使用料の還付はしない。

#### エ 使用許可のできないもの

- (ア) 公の秩序、又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの。
- (イ) 施設、又はその附属設備等をき損するおそれのあるもの。
- (ウ) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるもの。
- (エ) その他管理上支障のあるもの。

#### オ 使用上の注意

- (ア) 使用の権利を他に譲渡、又は転貸することはできません。
- (イ) 使用の変更、又は取消をする場合は速やかに連絡してください。
- (ウ) 使用時間を厳守してください。
- (エ) 車は、駐車場内に駐車してください。
- (オ) 使用時間には、準備及び後片付けなどに要する時間を含みます。  
器具の出し入れ、使用後の清掃又は整地は使用者が行ってください。  
ゴミ・空き缶等を片付け持ち帰る様にしてください。
- (カ) 敷地内は全面禁煙です。
- (キ) 指定の場所以外での火気の使用は禁止します。 また、杭などを打ち込まないでください。
- (ク) 危険物の持込み、動物の施設内への連行、施設内での飲酒、その他他人に迷惑のかかる行為は禁止します。
- (ケ) 許可を受けずに、物品の販売・陳列及び広告類の掲示・配布することなどは、禁止されています。
- (コ) 体育館内で、屋外用履き物の使用はできません。 必ず体育館シューズ又はスリッパをご使用ください。
- (サ) トレーニング室は、15歳以上(中学生は除く)で講習を受講した登録者のみ使用ができます。
- (シ) 施設等は大切に使用し、き損した場合は実費弁償していただきます。
- (ス) 使用料の還付は、できません。
- (セ) その他、管理上必要な指示に反する行為を禁止します。

・以上の事項を遵守しない場合又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、使用の許可を取り消し、使用を中止させることがあります。